



## フレックスタイム制とは

ここ数年フレックスタイム制にかかる相談が増加しているように思いま

タイム制とは、3か月以内の一定期間の総労働時間が定めておき、労働者がその範囲内で各日の始業および就業の時刻を選択して働く制度です。

「フレキシブルタイム」や「コアタイム」があるという知識は、多くの人が有していると思いませんが、実際に事業場で取り入れようと思つても二の足を踏んでいる場合も多いのではないでしょ

うか。  
質問として比較的多いのが労働者の範囲についてです。対象となる労働者は、各人ごと、課ごと、グループごと等様々な範囲で定めることができま

す。「Aさん、Bさん……」といったように協定で明確にされていれば大丈夫です。

フレックスタイム制を採用するには、

①就業規則その他これに準ずるものにより、始業及び就業の時刻を労働者の決定に委ねることを規定すること

②労使協定において、対象となる労働者の範囲、清算期間、清算期間中の総労働時間、標準となる

ナウイルス感染症による影響として、時差勤務を目的として活用する企業が増加していることが背景にあります。おそらくは新型コロナ

そもそも、フレックス

# 質問に答えます

け出なければなりません。

清算期間における総労働時間とは、いわゆる所定労働時間のことです。

清算期間を単位として所定労働時間を定めることになります。総労働時間

1日の労働時間、協定の有効期間（清算期間が1か月を超える場合）

などを定める必要がありります。実は、「コアタイム」や「フレキシブル

タイム」は任意規定であり、定めなくともフレックスタイム制を導入することができます。

質問として比較的多いのが労働者の範囲についてです。対象となる労働者は、各人ごと、課ごと、

グループごと等様々な範囲で定めることができます。

時間とは、年次有給休暇を取得した際に支払われる賃金の算定基礎となる労働時間の長さを定めるものです。清算期間における総労働時間を、期間中の所定労働日数で割ります。

フレックスタイム制は、上記の2点を満たしていないければ導入可能なわけですが、実際の運用にあたっては、時間外労働については、時間外労働についても考えておかなければなりません。

清算期間を通じて法定労働時間の総枠を超えて労働した時間が時間外労働となります。清算期間

が1か月を超える場合には、

①1か月ごとに、週平均50時間を超えた労働時間

②清算期間を通じて、法定労働時間の総枠を超えて労働した時間（①でカウントした時間を除

く）が時間外労働としてカウントされます。あらかじめ36協定を締結し、所轄労働基準監督署長へ届け出てください。

より詳しく知りたい方はぜひ「フレックスタイム制のわかりやすい解説&導入の手引き」をご覧ください。

